
令和 8 年度
第 5 回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和8年度第5回千歳市農業委員会議事録

日 時 令和8年8月28日(金) 10時59分開会
12時05分閉会
開催場所 千歳市役所議会棟 2階 大会議室

1 出欠状況 (出席委員17名、欠席委員1名)

1番	片 桐 好 英	出 席	議事録署名委員
2番	山 形 繁 雄	出 席	議事録署名委員
3番	川 端 智 之	出 席	
4番	金 子 拓 矢	出 席	
5番	今 務	出 席	
6番	清 水 利 一	出 席	
7番	藤 田 勝 久	出 席	
8番	野 尻 晃	出 席	
9番	中 島 以 知 子	出 席	
10番	平 沖 道 徳	欠 席	
11番	平 井 久	出 席	
12番	中 村 由 美 子	出 席	
13番	佐 々 木 雅 宏	出 席	
14番	平 岡 日 出 男	出 席	
15番	三 溝 健 雄	出 席	
16番	鈴 木 弘 樹	出 席	
17番	宮 澤 徳 夫	出 席	
18番	長 島 信 行	出 席	

2 事務局職員出席状況

事務局長	櫻 井 雅 彦
管理課長	上 田 創 一
企画振興係長	目 黒 めぐみ
農地係長	小 野 美 幸
農地係主任	荒 川 裕 昭
農地係主任	栗 巢 野 将 太

傍聴人 市議会議員 相沢 晶子

3 議事日程

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会長挨拶
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 報告の部
 - 報告第 1 号 専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
 - 報告第 2 号 専決処分の報告について（農地法第 5 条第 1 項第 6 号届出）
 - 報告第 3 号 専決処分の報告について（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知等）
- 日程第 6 協議の部
 - 議案第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について
 - 議案第 2 号 千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について
- 日程第 7 その他

議 事 次 第

<日程第1 開会宣言>

事 務 局 長 ただ今から、令和8年度第5回農業委員会総会を開会いたします。本日、10番が欠席する旨、届出がありました。
よって、委員18名中17名が出席しており、会議は成立いたしました。
会議の開催に当たりまして、会長からご挨拶があります。

<日程第2 会長挨拶>

会 長 午前中から総会へのご出席ご苦労様です。
本日は午後から農地パトロールがございますので、今日一日よろしく
お願いします。
それでは、ただいまから会議を始めます。(11:00)

<日程第3 議事録署名委員の指定>

議 長 日程第3、議事録署名委員を指名いたします。
議事録署名委員には千歳市農業委員会会議規則第13条により、1番、
2番を指名いたします。

<日程第4 諸般の報告>

議 長 日程第4、諸般の報告を行います。
事務局より説明願います。

事 務 局 令和8年度第4回総会以降の諸般の事項につきましては、配布して
おります資料のとおりであります。
事務局からは、以上です。

＜日程第5 報告の部＞

【報告第1号 専決処分の報告について（農地法第3条の3届出）】

- 議 長 次に日程第5、報告の部に入ります。（11：00）
初めに報告第1号を議題といたします。
事務局より説明願います。
- 事 務 局 報告第1号について、ご説明申しあげます。議案書1ページをお開きください。
農地法第3条の3の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第3条の3の規定による届出は2件で、土地の所在等は、議案書のとおりです。
それぞれの被相続人について整理番号5及び6は△△△△さんであります。
以上、報告第1号についてご説明申しあげました。
事務局からは、以上であります。
- 議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）
- 議 長 質問がなければ、これをもって報告第1号を報告済といたします。

【報告第2号 専決処分の報告について（農地法第5条第1項第6号届出）】

- 議 長 次に、報告第2号を議題といたします。
事務局より説明願います。
- 事 務 局 報告第2号について、ご説明申しあげます。議案書2ページをお開きください。
農地法第5条第1項第6号の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、

これを報告します。

当日配布資料の1ページから2ページに、報告第2号資料として航空写真、地番図、土地利用計画図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

本件は、△△△△が、宅地造成を行うために所有権移転をする転用案件であります。

転用を行う土地の所在等は、議案書のとおりです。

当該地は令和7年10月24日に市街化区域に編入されており、市街化区域内の農地については、あらかじめ農業委員会に届出を行うことで転用許可が不要となります。

当日配付資料2ページの土地利用計画図をご覧ください。

都市計画法第29条に基づく開発行為によって〇〇工事が行われる計画となっており、赤色で囲まれた部分が届出地を示しています。黄色の部分が〇〇、右側の緑色の部分が〇〇となります。

なお、赤色で囲まれた部分以外の土地は、農地・採草放牧地以外であるため、届出を行う必要はありません。

以上、報告第2号についてご説明申しあげました。

事務局からは以上であります。

議	長	報告事項について、質問をお受けします。
		(質問なし)

議	長	質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。
---	---	--------------------------------

【報告第3号 専決処分の報告について（農地法第18条第6項合意解約の通知等）】

議	長	次に、報告第3号を議題といたします。 事務局より説明願います。
---	---	------------------------------------

事	務	局	報告第3号について、ご説明申しあげます。議案書3ページをお開きください。
---	---	---	--------------------------------------

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約の通知等があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約は14件、使用貸借の合意解約は2件で、土地の所在等は、議案書3ページから5ページのとおりです。

はじめに、整理番号 11・12 は、北海道農業公社を介した農地中間管理事業で賃貸借していた農地の全部について、貸主が売却する意向があるため合意解約する案件で、解約する土地については、一部を除き、同公社が実施する農地売買等事業の即売タイプにより、借主が買い受けるため、来月の総会において、農用地利用集積等促進計画の要請でお諮りする予定であります。

次に、整理番号 13・14 は、道央農業振興公社を介した農地利用集積円滑化事業で賃貸借していた農地の全部について、借主を変更するため、合意解約する案件で、解約した土地については、今年度は農作業等受委託による契約を締結し、来年度以降は、農地中間管理事業による賃貸借案件としてお諮りする予定であります。

次に、整理番号 15・16 は、道央農業振興公社を介した農地利用集積円滑化事業で賃貸借していた農地の全部について、貸主が自作地に戻すため、合意解約する案件であります。

4 ページをご覧ください。整理番号 17 は、農地法 3 条により賃貸借していた農地の全部について、貸主が売却する意向があるため、合意解約する案件で、解約する土地については、農地売買等事業の貸付けタイプにより北海道農業公社が買入し、5 年間貸付したのちに借受者へ売り渡すため、後ほど議案第 1 号において、農用地の買入協議に係る要請でお諮りする予定であります。

次に、整理番号 18・19 は、道央農業振興公社を介した農地利用集積円滑化事業で賃貸借していた農地の全部について、貸主が売却する意向があるため合意解約する案件で、解約する土地については、農地売買等事業の即売タイプにより、借主が買い受ける予定であり、来月総会において、農用地利用集積等促進計画の要請でお諮りする予定であります。

次に、整理番号 20・21 は、道央農業振興公社を介した農地利用集積円滑化事業で賃貸借していた農地の全部について、貸主が売却する意向があるため合意解約する案件で、解約する土地については、農地売買等事業の 5 年貸付けタイプにより北海道農業公社が買入し、5 年間貸付したのちに借受者へ売り渡すため、後ほど議案第 1 号において、農用地の買入協議に係る要請でお諮りする予定であります。

5 ページをご覧ください。整理番号 22・23 は、道央農業振興公社を介した農地利用集積円滑化事業で賃貸借していた農地の全部について、貸主が売却する意向があるため合意解約する案件で、解約する土地について、来年度は、借主を変更して農作業等受委託契約を締結し、所有者からあっせんの申し出がある予定であります。

次に、整理番号 24 は、農地法 3 条により使用貸借していた農地の一部について、貸主が売却する意向があるため合意解約する案件で、解約する土地については、農地売買等事業の即売タイプにより、借主が買い

受ける予定であり、来月総会において、農用地利用集積等促進計画の要請でお諮りする予定であります。

次に、整理番号 25 は、農地法 3 条により使用貸借していた農地の一部について、貸主が売却する意向があるため合意解約する案件で、解約する土地については、農地売買等事業の貸付けタイプにより北海道農業公社が買入し、5 年間貸付したのち借受者へ売り渡すため、後ほど議案第 1 号において、農用地の買入協議に係る要請でお諮りする予定であります。

整理番号 26 は、農地法 3 条により賃貸借していた農地の全部について、貸主が売却する意向があるため合意解約する案件で、解約する土地については、農地売買等事業の貸付けタイプにより北海道農業公社が買入し、5 年間貸付したのち借受者へ売り渡すため、後ほど議案第 1 号において、農用地の買入協議に係る要請でお諮りする予定であります。

以上、報告第 3 号について、ご説明申しあげました。

事務局からは以上であります。

議 長 報告事項について、質問をお受けします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第 3 号を報告済といたします。

<日程第 6 協議の部>

【議案第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について】

議 長 次に、日程第 6、協議の部に入ります。(11:11)

はじめに、議案第 1 号、農用地の買入協議に係る要請について、整理番号 1 を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 1 号について、ご説明申しあげます。議案書 6 ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項に基づき、所有権移転あつせん申出のあった次の農用地について、農用地の買入協議に係る千歳市長への要請について審議意見を求めます。

当日配付資料の 3 ページから 10 ページに、議案第 1 号資料として、

地番図を、11 ページに、フロー図を掲載しておりますので、併せてご確認ください。

はじめに、当日配布資料の 11 ページをご覧ください。

土地所有者から農地の売渡のあっせん申出があった場合、農業委員会等が地域の認定農業者に対し売買の利用調整を行います。購入希望者がすぐに農地を購入することが困難な場合、公益財団法人北海道農業公社が農地を買入れたうえで、一定期間、認定農業者に貸付をする農地売買等事業の貸付タイプがあります。

今回の要請は、この事業の事務手続きの一環で、千歳市長が北海道農業公社に対し、買入協議を行う際に、農業委員会からの要請が必要であることから、審議いただくものです。

議案書の 6 ページに戻っていただきまして、今月の所有権移転あっせん申出件数は 8 件です。

はじめに、整理番号 1 をご説明いたします。

あっせんの申出日は令和 8 年 8 月 18 日で、あっせんを希望する土地の所在等は議案書のとおりです。

なお、本件の買受予定者は△△△△さんであります。

以上、整理番号 1 について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定頂きますようお願い申しあげます。

事務局からは以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区委員から補足説明をいただくところですが、地区委員である●●委員が欠席しておりますので、私から説明いたします。

1 8 番 整理番号 1 における、△△△△さんの所有権移転あっせん申出について、補足説明します。

整理番号 1 の△△△△さんは、今後経営規模を縮小していく予定であり、申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△△△さん以外に取得を希望する方はいませんでした。△△△△さんは、資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。

以上のことから効率的で安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。私から以上のとおりです。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

- 議 長 発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
- (挙手多数)
- 議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
次に、整理番号 2 を議題といたします。
事務局より説明願います。
- 事 務 局 7 ページをご覧ください。次に、整理番号 2 をご説明いたします。
あっせんの申出日は令和 8 年 8 月 18 日で、あっせんを希望する土地の所在等は議案書のとおりです。
なお、本件の買受予定者は△△△△であります。
以上、整理番号 2 について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定頂きますようお願い申しあげます。
事務局からは以上であります。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区委員から補足説明があります。
- 1 1 番 整理番号 2 における、△△△△さん外 1 名の所有権移転あっせん申出について、補足説明します。
まず、所有者であるもう一人は、△△△△さんから経営移譲を受けている息子の△△△△さんで、△△さんは経営規模縮小を行う予定であり、申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△△△以外に取得を希望する方はいませんでしたが、△△△△は、資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。
以上のことから効率的で安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。
私から以上です。
- 議 長 これより質疑を行います。
- 7 番 早急に資金がないということですが、10a 当たりの単価を見ますと、最近では見たことがないような高額な単価なのですが、この辺りについて、公社は標準価格などを主要地区に対して示していますか。

- 事務局 農業委員会における農用地の利用集積計画で過去 5 年間の平均価格を毎年集計しております。〇〇地区に関しては、今年度平均価格は 10a あたり■■■万■千円、令和 7 年度は■■■万■千円ですので、■千円の平均単価減となっております。
- 今回の単価につきましては、農地法第 3 条ではないため、自由に価格設定を出来るものではありませんので、農業委員会、道央農業振興公社も価格設定に対して調整を行っております。
- 平均価格の■■■万■千円からかなり高い購入希望価格になっているのは事実です。
- 現状の農地を見ますと、基盤整備が行われていて、平坦で長方形であり、圃場としてはかなり形状、面積、土壌のどれを取っても良質ということで、当初、売り手の方からはもっと高い希望価格を示されておりました。そこを、農業委員、事務局だけではなく道央公社も価格調整に入り、最終的に双方が調整されて■■■万円で落ち着いた、ということになります。
- これまでは、明確な規定はありませんが、概ね平均価格の 2 割増か 2 割減、大体 8 割から 12 割の中で納まるということを調整していた中で、今回の■■■万円という価格は、過去の農用地利用集積計画で、近年高かった単価が 10a あたり■■■円というのが、〇〇地区の価格となっております。
- なお、参考として、現に売り手の方が現在売ろうとしている農地の近隣を取得している単価があり、かなり古いのですが、10a あたり■■■万となっております。
- 7 番 それは本当にだいぶ前のお話ですよ。
- 事務局 そうですね。
- ただ、そういったものを基に、最終的には今回の単価を決定しております。
- 7 番 問題は、こちら公社を絡める訳ですよ。公社の標準価格が前はあったと思うのですが、今はないのですか。
- 事務局 北海道農業公社の標準価格は、以前まで地区ごとにあったものがなくなり、田いくら、畑いくら、となっております。
- 7 番 買い手がこれで良いと言えれば良いようなものなのですが、どうなのでしょう。

1	3	番	買い手は千歳で農家をしている人なのですか。
1	4	番	△△さんですね。
議		長	暫時休憩します。(11:23)
議		長	再開します。(11:41) ●●委員、発言をどうぞ。
1	3	番	■■■万円という価格ですが、今お聞きしたところ、○○地区の相場が■■■万円程度ということで、過去の事例でいくと±2割の価格で売買されているものが、4割近くも高い価格でやりとりされているという点、まして5年後ですから、買主に何かあった場合、その金額で売らなければならないわけで、現状の農業の厳しさを考えますと、この金額では難しいと思いますし、この前例を作ってしまうと、今後もこの地区の農地の値段が上がってしまうので、私は反対です。もう一度、売主、買主、公社で検討し直していただいた方が良いと思います。
議		長	他に発言が無ければこれで質疑を終わります。 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (挙手なし)
議		長	挙手がありませんので、この議題は不可とすることに決定しました。
事	務	局	こちらの方でもう一度調整させていただいて、皆さんにお知らせいたします。議案に出せる状態になればもう一度皆さんにお諮りしたいと思います。
議		長	次に、整理番号3および整理番号4を議題とします。 事務局より説明願います。
事	務	局	次に、整理番号3及び4をご説明いたします。 整理番号3、あっせんの申出日は令和8年8月18日で、あっせんを希望する土地の所在等は議案書のとおりです。 なお、本件の買受予定者は△△△△さんであります。 8ページをご覧ください。 続きまして、整理番号4、あっせんの申出日は令和8年8月18日で、

あっせんを希望する土地の所在等は議案書のとおりです。

なお、本件の買受予定者は△△△△さんであります。

以上、整理番号 3 及び 4 について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定頂きますようお願い申しあげます。

事務局からは以上であります。

- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区委員から補足説明があります。
- 1 6 番 整理番号 3 における△△△△さん、整理番号 4 における△△△△さんの所有権移転のあっせん申出について、補足説明します。
- 整理番号 3 の△△△△さんは既に農業に従事しておらず、申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△△△さん以外に取得を希望する方はいませんでした。△△△△さんは資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。
- 次に、整理番号 4 の△△△△さんは息子の△△△△さんに経営委譲しており、△△さんは、経営規模縮小を行っていく予定であり、申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△△△さん以外に取得を希望する方はいませんでした。△△△△さんは資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。
- 以上のことから、効率的に安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。私からは以上です。

- 議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

- 議 長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
- お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

- 議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
- 次に、整理番号 5 を議題とします。
- 事務局より説明願います。

- 事 務 局 次に、整理番号 5 をご説明いたします。
- あっせんの申出日は令和 8 年 8 月 18 日で、あっせんを希望する土地

の所在等は議案書のとおりです。

なお、本件の買受予定者は△△△△さんであります。

以上、整理番号5について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

事務局からは以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区委員から補足説明があります。

3 番 整理番号5における△△△△さんの所有権移転あっせん申出について、補足説明します。

整理番号5の△△△△さんは既に農業に従事しておらず、申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△△△さん以外に取得を希望する方はいませんでした。△△△△さんは資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。

以上のことから、効率的で安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
次に、整理番号6を議題とします。
事務局より説明願います。

事 務 局 次に、整理番号6をご説明いたします。
あっせんの申出日は令和8年8月18日で、あっせんを希望する土地の所在等は議案書のとおりです。
なお、本件の買受予定者は△△△△さんであります。
以上、整理番号6について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。
事務局からは以上であります。

- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区委員から補足説明があります。
- 1 番 整理番号 6 における△△△△さんの所有権移転あっせん申出について、補足説明します。
- 整理番号 6 の△△△△さんは農業に従事しておらず、申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△△△さん以外に取得を希望する方はいませんでした。△△△△さんは資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。
- 以上のことから、効率的で安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。私からは以上です。
- 議 長 これより質疑を行います。
- (質疑なし)
- 議 長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
- お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
- (挙手多数)
- 議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
- 次に、整理番号 7 を議題とします。
- 事務局より説明願います。
- 事 務 局 9 ページをご覧ください。
- 次に、整理番号 7 をご説明いたします。
- あっせんの申出日は令和 8 年 8 月 18 日で、あっせんを希望する土地の所在等は議案書のとおりです。
- なお、本件の買受予定者は△△△△さんであります。
- 以上、整理番号 7 について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区委員である私から補足説明をいたします。
- 1 8 番 整理番号 7 における、△△△△さんの所有権移転あっせん申出について、

て、補足説明します。

整理番号7の△△△△さんは、〇〇に所有する農地の大半を賃貸しており、作業効率を考慮し、自宅から離れた土地については整理していくと伺っています。申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△△△さん以外に取得を希望する方はいませんでした。△△△△さんは、資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。

以上のことから、効率的で安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします、この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
次に整理番号8を議題とします。
事務局より説明願います。

事 務 局 10 ページをご覧ください。
次に、整理番号8をご説明いたします。
あっせんの申出日は令和8年8月18日で、あっせんを希望する土地の所在等は議案書のとおりです。
なお、本件の買受予定者は△△△△であります。
以上、整理番号8について、ご説明申しあげましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。
事務局からは以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区委員から補足説明があります。

1 1 番 整理番号8における、△△△△さんの所有権移転あっせん申出について、補足説明します。
整理番号8の△△△△さんはご主人の△△△△さんと農業経営を行

っておりますが、経営規模を縮小する予定であり、申出があった農地について、地域でも調整し買受希望者を探した結果、△△△△以外に取得を希望する方はいませんでしたが、△△△△は資金面で早急に当該地を取得できる状況にないと聞いております。

以上のことから、効率的で安定的な農業経営を営む者に、利用の集積を図るためには、北海道農業公社による買入が必要ですので、千歳市長に対し買入協議の要請を行うべきと考えます。私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

議 長 暫時休憩します。(11:53)

議 長 再開します。(11:57)

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手お願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第2号 千歳農業振興地域整備計画変更(案)の公告について】

議 長 次に議案第2号、千歳農業振興地域整備計画変更案の公告についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号について、ご説明申しあげます。議案書11ページをお開きください。

千歳農業振興地域整備計画の変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、千歳市長から意見を求められたので、審議意見を求めます。

今回の変更は1点で、〇〇地区において、今後の農地利用のため、農用地区域への編入を行うものであります。

次に、議案書12ページをお開きください。

当該変更計画の縦覧等について記載されております。縦覧期間については、当委員会を含め関係団体からの意見聴取の回答後に公告手続きが

開始され、縦覧期間は 30 日間、異議申立期間は 15 日間です。

次に、議案書 13 ページをお開きください。土地の所在等は記載のとおりです。

次に、議案書 14 ページをお開きください。土地選定の理由は記載のとおりです。

次に、議案書 15 ページをお開きください。農用地へ編入する箇所は、丸で囲われたうちの黒い部分であります。

以上、議案第 2 号についてご説明申しあげましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言なし)

なければ、事務局からの報告をお願いします。

※事務局より次の事項について、報告があった。

口 頭 農地パトロールについて

口 頭 農業委員の作業着について

口 頭 市理事者との懇談会写真について

資 料 1 農作物の生育状況について

口 頭 農業委員会業務概要の配布について

口 頭 第 26 期農業委員会委員名簿について

口 頭 道内研修の出欠について

口 頭 9 月総会の開催場所について

<閉会宣言>

議 長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。(12:05 閉会)